

修正案			現行		
第1章 海上事故災害対策			第1章 海上事故災害対策		
第3節 応急対策計画			第3節 応急対策計画		
【別表】			【別表】		
1 配備基準			1 配備基準		
		海上事故			海上事故
（情報収集体制・災害即応体制）	設置する本部	海上事故応急対策本部（本部長：防災危機管理部長） ※ <u>防災危機管理部長</u> が必要と認めたとき設置	設置する本部	海上事故応急対策本部（本部長：防災危機管理部長） ※ <u>本部長</u> が必要と認めたとき設置	
	配備基準	海上事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、 <u>本部長（防災危機管理部長）</u> が必要と認めたとき。	配備基準	海上事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、 <u>知事</u> が必要と認めたとき。	
	配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 水産課 漁港課 港湾課 病院局経営管理課 出先機関（関係各部局等において必要と認めたとき）※4 地域振興事務所 健康福祉センター（保健所） 水産事務所 漁港事務所 港湾事務所 その他、必要に応じて部局内等で増強する。	配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 水産課 漁港課 港湾課 病院局経営管理課 出先機関（関係各部局等において必要と認めたとき）※4 地域振興事務所 健康福祉センター（保健所） 水産事務所 漁港事務所 港湾事務所 その他、必要に応じて部局内等で増強する。	
（災害対策本部第1） 本部第3 配備	設置する本部	災害対策本部（本部長：知事） ※ <u>知事</u> が必要と認めたとき設置	設置する本部	災害対策本部（本部長：知事）	
	配備基準	海上事故により重大な災害が発生した場合で、 <u>本部長（知事）</u> が必要と認めたとき。	配備基準	海上事故により重大な災害が発生した場合で、 <u>本部長</u> が必要と認めたとき。	
	配備を要する課等	本庁 災害即応体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 漁業資源課	配備を要する課等	本庁 災害警戒体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 漁業資源課	

修正案			現行																		
		県土整備政策課 出納局 企業局水道部計画課 教育庁教育振興部学校安全保健課 出先機関 災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。			県土整備政策課 出納局 水道局水道部計画課 企業土地管理局企業総務課 教育庁教育振興部学校安全保健課 出先機関 災害警戒体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。																
(略)			(略)																		
<p>3 災害対策本部と市町村及び防災関係機関との連携</p> <p>市町村又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、<u>合同調整所</u>を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 航空機事故災害対策</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 応急対策計画</b></p> <p>2 情報の収集</p> <p>初動体制を早期に確立するため、関係機関は下記のルートにより情報の受伝達を緊密に行う。</p> <p>◎情報受伝達ルート</p> <p>(1) 成田国際空港区域内の場合</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>日 本 赤 十 字 社 千 葉 県 支 部</td></tr> <tr><td>県 医 師 会</td></tr> <tr><td>県 歯 科 医 師 会</td></tr> <tr><td>県 薬 剤 師 会</td></tr> <tr><td>県 看 護 協 会</td></tr> <tr><td>県 柔 道 整 復 師 会</td></tr> <tr><td>国 立 病 院 機 構</td></tr> <tr><td>災 害 拠 点 病 院</td></tr> </table>			日 本 赤 十 字 社 千 葉 県 支 部	県 医 師 会	県 歯 科 医 師 会	県 薬 剤 師 会	県 看 護 協 会	県 柔 道 整 復 師 会	国 立 病 院 機 構	災 害 拠 点 病 院	<p>3 災害対策本部と市町村及び防災関係機関との連携</p> <p>市町村又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、<u>現地調整所</u>を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2章 航空機事故災害対策</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第3節 応急対策計画</b></p> <p>2 情報の収集</p> <p>初動体制を早期に確立するため、関係機関は下記のルートにより情報の受伝達を緊密に行う。</p> <p>◎情報受伝達ルート</p> <p>(1) 成田国際空港区域内の場合</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>日 本 赤 十 字 社 千 葉 県 支 部</td></tr> <tr><td>県 医 師 会</td></tr> <tr><td>県 歯 科 医 師 会</td></tr> <tr><td>県 薬 剤 師 会</td></tr> <tr><td>県 看 護 協 会</td></tr> <tr><td>県 接 骨 師 会</td></tr> <tr><td>国 立 病 院 機 構</td></tr> <tr><td>災 害 拠 点 病 院</td></tr> </table>			日 本 赤 十 字 社 千 葉 県 支 部	県 医 師 会	県 歯 科 医 師 会	県 薬 剤 師 会	県 看 護 協 会	県 接 骨 師 会	国 立 病 院 機 構	災 害 拠 点 病 院
日 本 赤 十 字 社 千 葉 県 支 部																					
県 医 師 会																					
県 歯 科 医 師 会																					
県 薬 剤 師 会																					
県 看 護 協 会																					
県 柔 道 整 復 師 会																					
国 立 病 院 機 構																					
災 害 拠 点 病 院																					
日 本 赤 十 字 社 千 葉 県 支 部																					
県 医 師 会																					
県 歯 科 医 師 会																					
県 薬 剤 師 会																					
県 看 護 協 会																					
県 接 骨 師 会																					
国 立 病 院 機 構																					
災 害 拠 点 病 院																					

修正案		現行		
<p>3 応急対策 関係機関は、航空機事故が発生した際、次の対応をとる。 成田空港事務所及び成田国際空港㈱は、関係機関の連絡調整を行う。</p> <p>(3) 救出救護活動 ウ その他の地域で災害が発生した場合 (イ) 協力機関 日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、千葉県看護協会、<u>千葉県柔道整復師会</u>、国立病院機構、災害拠点病院、地元医師会、地元歯科医師会、地元薬剤師会、公立病院、被災の近隣市町村消防機関</p> <p>【別表2】 1 配備基準</p>		<p>3 応急対策 関係機関は、航空機事故が発生した際、次の対応をとる。 成田空港事務所及び成田国際空港㈱は、関係機関の連絡調整を行う。</p> <p>(3) 救出救護活動 ウ その他の地域で災害が発生した場合 (イ) 協力機関 日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、千葉県看護協会、<u>千葉県接骨師会</u>、国立病院機構、災害拠点病院、地元医師会、地元歯科医師会、地元薬剤師会、公立病院、被災の近隣市町村消防機関</p> <p>【別表2】 1 配備基準</p>		
(情報収集体制・災害即応体制)	設置する本部	航空機事故 航空機事故応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※ <u>防災危機管理部長</u> が必要と認めたとき設置	設置する本部	航空機事故 航空機事故応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) <u>本部長</u> が必要と認めたとき設置
	配備基準	航空機事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、 <u>本部長(防災危機管理部長)</u> が必要と認めたとき。	配備基準	航空機事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、知事が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 空港地域振興課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 病院局経営管理課 出先機関(関係各部署等において必要と認めたとき) ※4 地域振興事務所 健康福祉センター(保健所) その他、必要に応じて部局内等で増強する。	配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 空港地域振興課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 病院局経営管理課 出先機関(関係各部署等において必要と認めたとき) ※4 地域振興事務所 健康福祉センター(保健所) その他、必要に応じて部局内等で増強する。

修正案			現行		
(災害対策本部第1、本部第3配備)	設置する本部	災害対策本部（本部長：知事） ※知事が必要と認めたとき設置	(災害対策本部第1、本部第3配備)	設置する本部	災害対策本部（本部長：知事）
	配備基準	航空機事故により重大な被害が発生した場合で、本部長（知事）が必要と認めたとき。		配備基準	航空機事故により重大な被害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本庁 災害即応体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 企業局水道部計画課 教育庁教育振興部学校安全保健課 出先機関 災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。		配備を要する課等	本庁 災害警戒体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 水道局計画課 企業土地管理局経営管理課 教育庁教育振興部学校安全保健課 出先機関 災害警戒体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。
(略)			(略)		
3 災害対策本部と市町村及び防災関係機関との連携 市町村又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、 <u>合同調整所</u> を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。			3 災害対策本部と市町村及び防災関係機関との連携 市町村又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、 <u>現地調整所</u> を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。		

修正案

第3章 鉄道事故災害対策

第3節 応急・復旧計画

2 情報収集・伝達体制

鉄軌道事業者	防災担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT電話	NTTFAX
東日本旅客鉄道(株)千葉支社	運輸部指令	640-721	640-722	043-254-3258	043-254-3285
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

鉄軌道事業者	防災担当課	NTT電話	鉄軌道事業者	防災担当課	NTT電話
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
京葉臨海鉄道(株)	安全推進部	043-268-6737	日本貨物鉄道(株)(関東支社)	総務部	03-5793-9071
(略)	(略)	(略)	東京都交通局	安全対策推進課	03-5320-6064
(略)	(略)	(略)	首都圏新都市鉄道(株)	企画調整課	03-5298-5752
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			(株)舞浜リゾートライン	安全マネジメント推進室	047-305-2407

現行

第3章 鉄道事故災害対策

第3節 応急・復旧計画

2 情報収集・伝達体制

鉄軌道事業者	防災担当課	防災無線電話	防災無線FAX	NTT電話	NTT F A X
東日本旅客鉄道(株)千葉支社	運輸部指令	640	640	043-225-9857	043-225-4886
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

鉄軌道事業者	防災担当課	NTT電話	鉄軌道事業者	防災担当課	NTT電話
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
京葉臨海鉄道(株)	運輸部	043-265-2530	日本貨物鉄道(株)(関東支社)	総務部	03-3239-9282
(略)	(略)	(略)	東京都交通局	運転課保安係	03-5320-6082
(略)	(略)	(略)	首都圏新都市鉄道(株)	安全企画課	03-5298-5752
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			(株)舞浜リゾートライン	トラマジット部	047-305-2409

修正案		現行	
8 各事業者による応急・復旧対策		8 各事業者による応急・復旧対策	
事業者	概 要	事業者	概 要
東日本旅客鉄道 株 千葉支社	<p>[応急・復旧対策]  <u>輸送に大きな影響を及ぼす事故等が発生した場合または、災害発生の恐れが予測される場合は、「運転事故応急復旧処理手続き」に基づき、対策本部・現地対策本部を設置し、迅速・確実な復旧を行う。</u>  <u>事故発生時の処置</u>  <u>(1) 事故等が発生した場合は、併発事故の防止に努めるとともに、救助・救命を最優先に行う。</u>  <u>(2) 復旧に当たっては旅客の安全を第一に対処する。</u>  <u>(3) 事故等が発生した場合は、警察・消防等の関係機関と一致協力し対処する。</u>  (略)</p>	<p>[応急・復旧対策]  <u>旅客車走行中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、「千葉支社運転事故応急復旧処理手続き」に定めるところにより、旅客への災害概況の周知及び乗車中の社員への協力要請、避難誘導及び災害情報の伝達等の適切な措置をとる。</u>  <u>(1) 災害対策本部の設置</u>  <u>災害の発生により輸送に著しい支障の生じる場合は、支社内に災害対策本部、災害現場に現地災害対策本部を設置し、対策要員を有機的に指揮して早期復旧を図る。</u>  <u>(2) 自衛消防隊</u>  <u>自衛消防隊は、公設消防隊の到着するまで、駅区長の指揮により消火器、乾燥土砂等により初期消火作業を行う。</u>  <u>(3) 救 護</u>  <u>千葉鉄道健診センター所長は、救護の処置を適切かつ迅速に実施するため、「千葉支社安全衛生管理取扱規程」の定めるところにより救護班を設置し、出動要請に備えておく。</u>  (略)</p>	
事業者	概 要	事業者	概 要
(略)	(略)	(略)	(略)
日 本 貨 物 鉄 道 株 関 東 支 社	<p>[応急・復旧対策]  (1) 貨物列車走行中に事故災害が発生した場合は、状況を把握し輸送指令に報告する。  また、危険物を輸送していた場合は「<u>危険品貨物異常時応急処理ハンドブック</u>」に定めるところにより、適切な措置をとる。  (2) 略</p>	<p>[応急・復旧対策]  (1) 貨物列車走行中に事故災害が発生した場合は、状況を把握し輸送指令に報告する。  また、危険物を輸送していた場合は「<u>化成品貨物異常時応急処理ハンドブック</u>」に定めるところにより、適切な措置をとる。  (2) 略</p>	

修正案			現行		
【別表】			【別表】		
1 配備基準			1 配備基準		
(情報収集体制・災害即応体制)	設置する本部	鉄道事故 鉄道事故応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※ <u>防災危機管理部長</u> が必要と認めたと設置	(災害情報収集体制・災害警戒体制)	設置する本部	鉄道事故 鉄道事故応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※ <u>本部長</u> が必要と認めたと設置
	配備基準	鉄道事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、 <u>本部長(防災危機管理部長)</u> が必要と認めたととき。		配備基準	鉄道事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、 <u>知事</u> が必要と認めたととき。
	配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 交通計画課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 病院局経営管理課 出先機関(関係各部局等において必要と認めたととき)※4 地域振興事務所 健康福祉センター(保健所) その他、必要に応じて部局内等で増強する。		配備を要する課等	本庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 交通計画課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 病院局経営管理課 出先機関(関係各部局等において必要と認めたととき)※4 地域振興事務所 健康福祉センター(保健所) その他、必要に応じて部局内等で増強する。
(災害対策本部第1、本部第3配備)	設置する本部	災害対策本部(本部長:知事) ※ <u>知事</u> が必要と認めたと設置	(災害対策本部第1、本部第3配備)	設置する本部	災害対策本部(本部長:知事)
	配備基準	鉄道事故により重大な被害が発生した場合で、 <u>本部長(知事)</u> が必要と認めたととき。		配備基準	鉄道事故により重大な被害が発生した場合で、 <u>本部長</u> が必要と認めたととき。
	配備を要する課等	本庁 災害即応体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 <u>企業局水道部計画課</u> 教育庁教育振興部学校安全保健課 出先機関 災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。		配備を要する課等	本庁 災害警戒体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 <u>水道局水道部計画課</u> <u>企業土地管理局経営管理課</u> 教育庁教育振興部学校安全保健課 出先機関 災害警戒体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。
(略)			(略)		

修正案		現行		
<p>3 災害対策本部と市町村及び防災関係機関との連携 市町村又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、<u>合同調整所</u>を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。</p>		<p>3 災害対策本部と市町村及び防災関係機関との連携 市町村又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、<u>現地調整所</u>を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。</p>		
<p><b>第4章 道路事故災害対策</b></p> <p><b>第3節 応急対策計画</b></p>		<p><b>第4章 道路事故災害対策</b></p> <p><b>第3節 応急対策計画</b></p>		
【別表】		【別表】		
1 配備基準		1 配備基準		
(情報収集体制・災害即応体制)	設置する本部	道路事故 道路事故応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※ <u>防災危機管理部長</u> が必要と認めたととき設置	設置する本部	道路事故 道路事故応急対策本部(本部長:防災危機管理部長) ※ <u>本部長</u> が必要と認めたととき設置
	配備基準	道路事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、 <u>本部長（防災危機管理部長）</u> が必要と認めたととき。	配備基準	道路事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、 <u>知事</u> が必要と認めたととき。
	配備を要する課等	本 庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 道路環境課 病院局経営管理課 出先機関（関係各部局等において必要と認めたととき）※4 地域振興事務所 健康福祉センター（保健所） 土木事務所 その他、必要に応じて部局内等で増強する。	配備を要する課等	本 庁 危機管理課 防災政策課 消防課 産業保安課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 道路環境課 病院局経営管理課 出先機関（関係各部局等において必要と認めたととき）※4 地域振興事務所 健康福祉センター（保健所） 土木事務所 その他、必要に応じて部局内等で増強する。

修正案			現行		
(災害対策本部第1、本部第3配備)	設置する本部	災害対策本部（本部長：知事） ※知事が必要と認めたとき設置	(災害対策本部第1、本部第3配備)	設置する本部	災害対策本部（本部長：知事）
	配備基準	道路事故により重大な被害が発生した場合で、本部長（知事）が必要と認めたとき。		配備基準	道路事故により重大な被害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本庁 災害即応体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 企業局水道部計画課 教育庁教育振興部学校安全保健課		配備を要する課等	本庁 災害警戒体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 環境政策課 経済政策課 農林水産政策課 県土整備政策課 出納局 水道局水道部計画課 企業土地管理局経営管理課 教育庁教育振興部学校安全保健課
		出先機関 災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。			出先機関 災害警戒体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。
(略)			(略)		
<p>3 災害対策本部と市町村及び防災関係機関との連携</p> <p>市町村又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、<u>合同調整所</u>を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。</p>			<p>3 災害対策本部と市町村及び防災関係機関との連携</p> <p>市町村又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、<u>現地調整所</u>を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。</p>		